

[調 査 の 説 明]

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が取扱う労働争議の調整の参考資料として利用（個々の調査原票を委員が利用）するために情報収集することを主目的として、昭和27年以降毎年実施しているもの（昭和27年及び同28年は各々2回実施しているため、今回の調査で57回目）であるが、参考までに産業別等に集計を行い公表しているものである。

2 調査対象期間

- (1) 平成18年6月分賃金締切日現在の賃金事情等を対象とし、同年7月以降に6月以前に遡って賃金改定が行われた企業については、賃金改定後による事情を調査した。
- (2) 次の事項の調査対象期間については以下のとおりである。
 - ① 一時金：平成17年9月～平成18年8月
 - ② 賃金改定：平成17年7月～平成18年6月（平成18年7月以降に決定したものであっても、対象期間まで遡及して改定するものを含む。）

3 調査対象企業

中央労働委員会が行う労働関係の調整の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1) 資本金 5億円以上
- (2) 労働者 1,000人以上

なお、本調査は企業単位（本社に限らず、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施しているものである。

4 調査対象労働者

本調査の対象労働者は、常用労働者（長期欠勤者、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者、賃金の全部又は一部を支給していない出向者等を除く）で、管理職、役員及び理事者であっても、一般労働者と同じ給与規定等が適用される者を対象とする。

調査対象労働者の年齢に係る調査については、原則として、調査時点（平成18年6月）現在の満年齢とした。

5 回答状況

調査対象企業数は373社（集計対象に係る企業は357社）で、有効回答企業数は250社（同238社）、回収率は67.0%（同66.7%）であった。

6 集計方法

- (1) 航空、病院、農協団体等一部の企業及び回答の遅れたものを除き、238社を集計対象とした。
- (2) 各集計項目ごとに回答のあった企業数を「集計社数」とした。
- (3) 集計値は、原則として、集計した企業ごとの数値を単純平均した1社当たりのものである。

ただし、「集計第3表」（労務構成）、「集計第4表」（平均所定内賃金等）及び「集計第5表」（賃金構成比）は集計第2表の労働者数から、「集計第16表」（実在者平均所定内賃金）は実在労働者数から、「集計第18表」（労働者数・賃金の特性値）は年齢階級別労働者数から各々算出した加重平均とした。

7 主な用語の定義

(1) 事務・技術労働者及び生産労働者の区分

- ① 「事務・技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等の部門に従事する常用労働者（単純作業に従事する者も含む）をいう。
- ② 「生産労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の常用労働者で、主に物の生産及び建設作業の現場において、生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とした。

(2) 賃金の区分

- ① 「所定内賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定内労働時間の労働に対して支給する賃金のほか、交替手当（所定内時間に係る深夜割増賃金を含む）等の職務関連手当、通勤手当等の生活関連手当などをいう（「集計第15表」（モデル所定内賃金）及び「集計第16表」（実在者平均所定内賃金）の「所定内賃金」は交替手当及び通勤手当は除外している）。
- ② 「所定外賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金で、超過勤務手当（深夜割増賃金を含む）、休日出勤手当、呼出手当などをいう。

(3) その他

- ① 「一時金」とは、平成17年年末及び平成18年夏季に支給した賞与一時金をいう。
- ② 「モデル所定内賃金」、「モデル一時金」とは、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者に支給した所定内賃金及び一時金をいう。